

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

## 第一 関係政令の整備

### 一 輸出貿易管理令の一部改正

外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五十三条第四項第一号に規定する政令で定める使用人は、使用人のうち、営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として経済産業省令で定める者等とする等、所要の規定の整備を行うこと。

（第一条関係）

### 二 外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令の一部改正

法第六十八条における主務大臣を、法及びこの政令の他の規定の定めるところにより法の施行に関する事務を所管する大臣とすること。

（第二条関係）

### 三 対内直接投資等に関する政令の一部改正

法第二十六条第三項に規定する特定取得であつて、法第二十八条第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、相続又は遺贈による特定取得等とする等所要の規定の整備を行うこと。

（第三条関係）

四 その他関係政令において、所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 附則

この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十八号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行すること。

（附則関係）